

環境にやさしい郡山市率先行動計画推進本部設置要綱

平成10年	8月	1日	制定
平成13年	4月	1日	一部改正
平成14年	4月	1日	一部改正
平成14年	7月	1日	一部改正
平成17年	4月	1日	一部改正
平成19年	3月16日		一部改正
平成20年	3月26日		一部改正
平成21年	2月20日		一部改正
平成22年	3月29日		一部改正
平成23年	4月22日		一部改正
平成25年	11月	1日	一部改正
平成26年	4月	1日	一部改正
平成27年	4月	1日	一部改正
平成29年	3月30日		最終改正

[生活環境部生活環境課]

(設置)

第1条 省資源、資源循環型社会の構築を目指して、郡山市の行政活動等に伴う環境への負荷を総合的、計画的に低減し、率先行動を推進するため、環境にやさしい郡山市率先行動計画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において「率先行動」とは、市が、その事務事業に関し、市民及び事業者に率先して実施する環境保全活動をいう。

(所掌事務)

第3条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 率先行動の計画に関すること。
- (2) 率先行動の実施状況の点検及び評価に関すること。
- (3) その他率先行動の推進等に係る必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長には郡山市副市長の事務分担等に関する規則（平成27年郡山市規則第29号）第2条に規定する生活環境部に属する事務を担当する副市長を、副本部長には生活環境部長をもって充てる。
- 3 本部員には、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 本部長は、推進本部を代表し、会務を総理する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、特に必要があると認めるときは、本部員以外の職員又は関係者の出席を求め、そ

の意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長には、生活環境課長をもって充てる。
- 4 幹事には、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事会の会議は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。
- 6 幹事会は、推進本部の審議に必要な事項について検討し、推進本部で決定した事業の執行に必要な事項を協議するほか、率先行動の実施状況を把握する。

(環境監査員)

第7条 推進本部に環境監査員を置く。

- 2 環境監査員には、別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 環境監査員は、本部長の命を受け、率先行動の実施状況の点検及び評価を行うため、別に定めるところにより環境保全に関する監査を実施する。

(改善)

第8条 推進本部は、環境監査の結果、取り組みの改善等が必要と認めるときは、環境推進員に改善を指示する等必要な措置を講ずる。

(環境推進員)

第9条 推進本部に環境推進員を置く。

- 2 環境推進員は、各職場の長が指定する。指定基準については別に定める。
- 3 環境推進員は、本部長の命を受け、当該課等の率先行動計画の推進に関する事項を処理する。

(外郭団体等における率先行動計画の推進)

第10条 推進本部長は、市の率先行動計画の推進のため必要があると認めるときは、市が出資している法人等に対し、前条の環境推進員に相当する職員の指定その他同計画の推進に関し必要な事項の処理を要請するものとする。

(庶務)

第11条 推進本部の庶務は、生活環境部生活環境課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

総務部長、政策開発部長、財務部長、税務部長、市民部長、文化スポーツ部長、保健福祉部長、こども部長、農林部長、産業観光部長、建設交通部長、都市整備部長、上下水道局長、教育委員会事務局教育総務部長、教育委員会事務局学校教育部長、農業委員会事務局長

別表第2（第6条関係）

総務部 総務法務課長、人事課長、職員厚生課長	建設交通部 道路建設課長、建築課長
政策開発部 政策開発課長、ソーシャルメディア推進課長	都市整備部 都市計画課長
財務部 財政課長、公有資産マネジメント課長、契約課長、技術検査課長	会計課長
税務部 市民税課長	上下水道局 総務課長
市民部 市民・NPO活動推進課長	教育委員会事務局教育総務部 総務課長
文化スポーツ部 文化振興課長	教育委員会事務局学校教育部 学校管理課長
生活環境部 清掃課長	議会事務局 総務課長
保健福祉部 保健福祉総務課長、保健所総務課長	選挙管理委員会事務局 次長
こども部 こども未来課長	監査委員事務局 次長
農林部 農業政策課長	農業委員会事務局 次長
産業観光部 産業政策課長	

別表第3（第7条関係）

職員厚生課長、財政課長、公有資産マネジメント課長、清掃課長、こども未来課長、建築課長、上下水道局総務課長、教育委員会事務局教育総務部総務課長、選挙管理委員会事務局次長、監査委員事務局次長